

令和3年第2回
島尻消防組合6月臨時議会

議事録

令和3年6月30日(水)

令和3年第2回 島尻消防組合 6月臨時議会				1日目
招集月日	令和3年6月30日			
招集場所	島尻消防組合 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午前10時25分	議長	本村 繁
出席(応招)第2回 臨時議会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員	2番 宮平 憲二			
議事録署名議員		3番 米増 雄二	4番 仲間 光枝	
職務の為議場に出席した者		書記 仲村 常司		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	瑞慶覧 長敏	副参事	新垣 聡
	副管理者	新垣 安弘	第一警備課長	嶺井 一也
	消防長	屋比久 学	第二警備課長	當銘 直之
	次長兼総務課長	島袋 清正	第三警備課長	平安名 勲
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	新里 昇昭		

令和3年 第2回島尻消防組合 臨時議定会期日程表

会 期 令和3年6月30日(水) 1日間

会 期	月 日	会 議 区 分	会 議 時 刻	日 程
1	六 月 三十 日 (水)	本 会 議	10時	第 1. 会議録署名議員の指名について 第 2. 会期の決定について 第 3. 管理者報告について 第 4. 専決処分 令和2年度島尻消防組合一般会計補正予算 (第4号)の承認を求めることについて 第 5. 令和2年度一般会計繰越明許費計算書の報告について 第 6. 災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結につい て 第 7. 令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算 (第1号) について

令和3年 臨時議会議事日程

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第 1		会議録署名議員の指名について	
第 2		会期の決定について	
第 3		管理者報告について	
第 4	承認第1号	令和2年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)の 承認を求めることについて	
第 5	報告第1号	令和2年度一般会計繰越明許費計算書の報告について	
第 6	議案第5号	災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について	
第 7	議案第6号	令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算 (第1号) について	

令和3年第2回島尻消防組合臨時議会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和3年第2回島尻消防組合6月臨時議会を開会したいと思います。

諸般の報告を行います。管理者より承認第1号・専決処分「令和2年度補正予算（第4号）」の承認認定、報告第1号「令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書」の報告、議案第5号「災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について」、議案第6号「令和3年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」、4件の議案が提出されております。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行いません。

本日の会議録署名議員は会議規則第71条の規定により会議録員は3番米増雄二議員、4番仲間光枝議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか、（「異議なし」と呼ぶ声あり）異議なしと認めます。よって本会議は6月30日の1日間と決定いたしました。

日程第三、臨時議会招集にあたっての「管理者報告」を受けたいと思います。

管理者（瑞慶覧 長敏）

本日、令和3年第2回、島尻消防組合6月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中ではありますが、ご出席を賜りありがとうございます。

さて、皆様ご存じのとおり、沖縄県は新型コロナウイルス新規感染者数が5月連休以降、今まで経験したことのない感染拡大に突入し5月29日には新規感染者数が335人と過去最多となり、大変厳しい状況が続いております。県のコロナ感染症重点医療機関ではコロナ患者、非コロナ患者の病床占有率がともに高く、医療非常事態宣言も発令中となっております。

また、先週、県内で初めて感染力が非常に高いといわれるデルタ株の新規感染者も確認されました。当消防管内のコロナ関連救急搬送件数も4月1日から6月28日現在で、65件となり、まだまだ、予断を許さない状況が続いております。当消防組合では全職員97名中、現場職員の73名の中で62名はコロナワクチンの2回目接種を完了しました。接種後も更なる感染防止対策を講じて、これまで通り準備を怠らず地域住民への安心安全を提供できるよう心掛けてまいります。

さて、令和3年度がスタートして早3ヶ月が経過しました。4月末日に「島尻消防組合不祥事に係る第三者委員会」の調査報告書と共に答申をいただきました。第三者委員会からの答申について真摯に受け止め、当組合では「島尻消防職員のコンプライアンス行動指針」を策定しました。この策定指針により、このような事が二度と起こらぬよう再発防止に取り組み、更なる法令遵守及び服務規律の指導を徹底するとともに消防の信頼回復に向け、職員が一丸となって全力で取り組んで参ります。

さて、沖縄地方は5月の梅雨入りから約2ヶ月が過ぎようとしておりますが、梅雨明けが例年よ

り遅れており大気の状態が不安定な日が多く、大雨や集中豪雨による水害が起こりうる状態が続いております。昨日も沖縄県で線状降水帯が形成されたとして「顕著な大雨に関する情報」が運用開始以来、初めて発表されました。管内も道路の冠水等が多数発生し署所の職員が現場対応いたしました。

去った6月17日夜から18日未明に、管内では非常に激しい雨が降り、具志頭出張所が落雷の被害を受け、通信指令システム、電気関連設備に不具合が生じました。通信指令システムに関しては早期復旧を図り業務への支障はございませんでした。現在も電気設備に一部、未修繕箇所はありますが、業務に差支えないよう対応して参りたいと存じます。

今回の臨時議会は、専決処分の承認について、令和2年度の繰越明許費繰越計算書の報告、災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入に伴う契約締結及び一般会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分については、救助工作車の伸縮式照明装置修繕費として計上しましたが、当該年度内での修繕完了が見込めず、繰越明許が生じました。時期的に議会招集することができず、専決処分といたしました。議員の皆さまのご了承をお願いいたします。

議案第5号については、災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入に伴う契約締結についてであります。

議案第6号、一般会計補正予算については、第49回九州地区消防救助指導会、鹿児島県大会への職員派遣費、第三者委員会報告書作成手数料、八重瀬出張所土木設計に係る境界線の測量委託費及び災害対応水槽付消防ポンプ自動車入札減が主となっております。

以上、今臨時議会の開催にあたり、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしく御願ひ申し上げます。

議長（本村 繁）

日程第四、承認第1号「専決処分（令和2年度一般会計補正予算、第4号）の承認を求めること」についてを議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

承認第1号「専決処分の承認を求めること」について

首題のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告致し、承認を求める。

専決理由、令和2年度島尻消防組一般会計歳入歳出補正予算（第2号）において、救助工作車伸縮式照明装置修繕費として、3款1項1目の需用費へ1,144,000円を増額。当該年度内で修繕完了が見込めず繰越明許が生じたが、議会招集することができなかつたためでございます。次のページをお開き願ひます。

専決第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度島尻消防組合

一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分する。令和3年3月31日に専決処分を行っております。

別紙の令和2年度補正予算（第4号）の1ページをご覧ください。令和2年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。繰越明許費、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

2ページをお願いします。「第1表繰越明許費」3款1項消防費、10節需用費、救助工作車伸縮式照明装置修繕費、金額114万4,000円となっております。遅延の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症などの影響により修繕に必要な機器等の入荷が遅れたためでございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑がなし」と呼ぶ声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行いません。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決にはいります。承認第1号、「専決処分（令和2年度補正予算、第4号）の承認を求めることについて」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第五、報告第1号「令和2年度島尻消防組合一般会計、繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題と致します。

提案者から報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

報告第1号「令和2年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和2年度島尻消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、これを報告致します。

次のページをお願い致します。3款1項消防費、救助工作車伸縮式照明装置修繕費、114万4,000円が令和3年度へ繰り越した額となっております。今月6月初旬に修繕完了しております。以上で報告を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を求めます。質疑のある方、どうぞ。（「質疑がなし」と呼ぶ声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これで、報告第1号を終わります。

日程第六、議案第5号「災害対応水槽付消防ポンプ自動車の購入契約締結について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第5号「災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入契約締結について」。

災害対応水槽付消防ポンプ自動車の購入につき、下記のとおり仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び島尻消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。1、契約の対象、令和3年度緊急消防援助隊設備整備補助事業、災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入。2、契約の金額、金71,720,000円（消費税10%込）。3、契約の相手方、沖縄県那覇市安謝1丁目23番8号、株式会社オカノ、代表取締役社長 興儀 盛輝。4、契約方法、指名競争入札。

提案理由

災害対応水槽付消防ポンプ自動車購入契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。なお、総務省の補助事業を活用した車両更新となっております。別紙資料をご参照いただき、ご審議の程宜しくお願い致します。

これより質疑を許します。

議長（本村 繁）

質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間 光枝）

本議会に先立って先程開催された全員協議会で詳細の方はご説明していただきましたが、主な内容を議事録に残すために改めて質問をさせていただきたいと思っております。今の車両についての納車の予定を教えてください。

署長兼警防課長（城間 功）

工程表の中で、令和4年3月中旬が納車となっております。以上です。

4番（仲間 光枝）

来年の3月納車予定という事で、報告を受けました。後ですね、ラッピング「島尻消防」と書くと思われませんが、ラッピングを含む車両本体価格というふうに理解しますが、納車後使用するまでに更なる費用が掛かるのかどうかお願いします。

署長兼警防課長（城間 功）

納車後に別途費用は掛かりません。以上です。

議長（本村 繁）

他に質疑ございませんか。（「質疑がなし」と呼ぶ声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行ないます。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決にはいります。議案第5号「災害対応水槽付消防ポンプ自動車の購入契約締結について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第6号「令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」を議題といたします。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第6号「令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。令和3年度島尻消防組合の一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、増減なしの歳入歳出それぞれ1億61万8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明致します。歳入の補正額の増減はございませんので、歳出の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。2款1項2目財政管理費、補正額、10万6,000円の増。増額の理由と致しまして、水槽付ポンプ自動車の入札減による、246万6,000円から県外旅費、役務費及び八重瀬出張所隣接境界線用地確定測量委託料増の236万円を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

7ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額、69万9,000円の増、増額の理由と致しまして、8節旅費、鹿児島県で開催予定の第49回九州地区救助技術指導会県外旅費の増。

8ページをお願い致します。11節役務費、第三者委員会報告書作成手数料の増によるものでございます。

9ページをお願い致します。3目消防施設費、補正額、80万5,000円の減。減額の理由と致しまして、12節委託料の増はあるものの、17節備品購入費、水槽付消防ポンプ自動車の入札減によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。

質疑のある方、どうぞ。

4番（仲間 光枝）

3款3目12節のご説明のあった委託料なのですが、166万1,000円。八重瀬出張所の建設に係る測量についての費用という事で説明をいただいているところですが、通常土地というのは公図等でしっかりと明らかにされているはずなのですが、今回改めて測量を入れるという理由とか経緯があればお伺いいたします。

次長兼総務課長（島袋 清正）

確かに公図の方では図面として成っているのですが、実際に建物を建てる場合、境界線との現況調査でちゃんとしたポイントを打ち、隣接との問題にならないために実際に測量をしてしっかり確

認しようという様な方向で行っております。以上です。

4番（仲間 光枝）

確かに公図と実際の現況は違うという事でトラブルは何件か知っております。そういう事を回避するための新たな測量と理解します。

次長兼総務課長（島袋 清正）

はい、その通りでございます。

議長（本村 繁）

他に質疑ございませんか。（「質疑がなし」と呼ぶ声あり）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結致します。

これより討論を行いません。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ声あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決にはいります。議案第6号「令和3年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了致しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回島尻消防組合6月臨時議会を閉会します。

閉会 午前10:25